

資料編

1 策定の経緯

実施年月日	会議名	内容
令和5年 12月25日	第2回 安城市子ども・子育て会議	・安城市こども計画について ・保育園、認定こども園の定員について
令和6年 1月31日) 2月16日	アンケート調査	・保護者（就学前児童保護者・小学生児童保護者）対象 ・こども（小学5年生・中学2年生）対象 ・若者（16～39歳の市民）対象
4月～5月	関係機関・団体調査の実施	・安城市内でこども・若者やその保護者の支援活動を行っている団体等対象
5月26日	「こどもまんなか社会」のための高校生ワークショップ	・安城市内の高校等に通う生徒（公募）対象
7月3日	第1回 安城市こども計画策定に係る 幹事会・作業部会	・安城市こども計画骨子案について
7月30日	第1回 安城市子ども・子育て会議	・第2期安城市子ども・子育て支援事業計画の実施状況について ・安城市こども計画策定に関するアンケート結果について ・安城市こども計画骨子案について ・令和7年度保育園及び認定こども園の利用定員について
9月11日	第2回 安城市こども計画策定に係る 幹事会・作業部会	・安城市こども計画素案について
10月8日	第2回 安城市子ども・子育て会議	・安城市こども計画素案について

実施年月日	会議名	内容
12月10日	第3回 安城市子ども・子育て会議	・安城市こども計画案について
12月16日) 令和7年 1月14日	パブリックコメント*制度による意見募集	
1月24日	第3回 安城市こども計画策定に係る 幹事会・作業部会 ※書面開催	・パブリックコメントの結果について
2月18日	第4回 安城市子ども・子育て会議	・パブリックコメントの結果報告 ・安城市こども計画最終案について ・安城市こども計画概要版について ・市長への答申

2 安城市子ども・子育て会議条例

平成25年12月24日安城市条例第41号
改正

令和5年3月27日安城市条例第13号
令和5年12月22日安城市条例第36号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項及び第3項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、安城市子ども・子育て会議の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市に安城市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務（次号に掲げる事務を除く。）を処理すること。
- (2) こども計画（こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項及び法第61条第1項の規定による計画をいう。）の策定及び変更に関する事項を調査審議すること。
- (3) こども施策（こども基本法第2条第2項に規定するこども施策をいう。以下同じ。）に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援等（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援及びこども施策をいう。以下同じ。）に関し、市長が必要と認める事項を調査審議すること。

(組織)

第4条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援等に関する知識及び経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援等に関する事業に従事する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第9条 子ども・子育て会議に、必要があると認めるときは、部会を設けることができる。

(庶務)

第10条 子ども・子育て会議の庶務は、市長が定める機関において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月27日安城市条例第13号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月22日安城市条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

3 こども施策に係る事業等索引

あ行	該当ページ
愛知を食べる学校給食の日の実施	49
アレルギー対応給食の提供	78
安城市企業投資促進事業補助金	64
安城市企業立地促進事業補助認定制度	64
安城市緊急奨学金の支給	70、80
安城市市民活動補助金制度の運用	53
安城市奨学金の支給	70、80
安城シティマラソンの開催	49
安城市民デンパーク駅伝大会の開催	49
安城版ブックスタートの実施	61
安城ビジネスコンシェルジュ（通称A B C）による支援	63
「家読」の推進	61
育休退園段階的解消に向けた取組み	67
育成医療	78
いじめ状況調査・不登校調査の集約	57
一時保育・一時預かり事業	67、90
いのちの教育	50
医療的ケア児支援のための関係機関の協議	78
医療的ケア児等コーディネーターによる支援	78
インクルーシブ教育推進事業	79
絵本の読み聞かせの実施	61
延長保育事業	67、87
縁むすびプロジェクト	65
親子関係形成支援事業	71、94
親子療育	78
オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン（11月）を通じた啓発	44
か行	該当ページ
街頭防犯カメラの整備	58
各学校における校則見直し	55
各種イベント等の実施	53

各種研修の実施	69
学生と園児の交流	61
家事・育児等のシェアに関する啓発	72
家族のためのこころホッと相談	50
学校給食における水田貯留米の提供	49
学校教育における食育の推進	49
学校警察連携制度	59
学校等における読書活動の推進	61
家庭教育学級の実施	71
家庭教育講演会の実施	71
がんばる中小企業応援事業補助金	64
既存のアプリを活用した児童虐待防止の啓発	71
虐待等防止地域協議会（要保護児童対策地域協議会）の運営	76
給食費の第3子以降無料化及び免除	70
教育相談と適応指導教室の運営	56
ゲートキーパーの養成	50
結婚新生活支援事業	65
健康教育（まちかど講座）の実施	58
現職教育訪問の実施	62
公共施設の管理・運営	53
高校生を対象とした読書活動の推進	61
高卒認定試験合格支援給付金の周知	73
交通安全教室、防犯教室及び街頭キャンペーンなどによる啓発活動	58
合同就職説明会の実施	69
広報あんじょうや市公式ウェブサイトを通じた啓発	44
公民館講座	49、53、72
国際理解、国際交流の推進	61
国民健康保険、国民年金の産前産後期間の保険税（料）の減免	70
子育て支援センター事業	71
子育て世帯訪問支援事業	47、77、93
子育て短期支援事業	67、88

子育てに困難をかかえている保護者への支援	76
子ども医療費助成事業	70
子ども運動広場補助事業	53
子ども学習支援事業	73、80
こども家庭センターの運営	47、54、76、77、86
こども施策にかかる計画策定時や進捗確認時、事業実施時等におけるワークショップ等の実施	45
子ども食堂に対する支援	53
こども誰でも通園制度	67、94
子どもの権利月間（11月）を通じた啓発	44
こどもの人権に関する研修の実施	55
「こどもまんなか 児童福祉週間」（5月5日～5月11日）を通じた啓発	44
こども向け講座の実施	63
こども若者総合相談センター「あんさぼ」の運営	50、54、56、64、77
こども・若者向け講座の開催及び活動発表機会の提供	62
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	90
コミュニティ・スクール推進事業	54、62
さ行	該当ページ
再犯防止に関する更生保護団体との連携	59
産後ケア事業	47、93
産前産後支援事業	47
思春期保健事業	48
実費徴収に係る補足給付を行う事業	70、87
児童育成支援拠点事業	93
児童クラブ事業	69、88
児童生徒への教科・特別活動等における食に関する指導	49
児童手当の支給	70
児童発達支援事業	68、79
児童発達支援センターの運営・連携	78
児童扶養手当等の支給	73
児童遊園の維持管理	54
市内各小中学校への周知	55
市内各認定こども園、保育所、小中学校及び児童クラブへの周知	55

社会を明るくする運動の実施	59
就園から中学校卒業までの園・学校間の連携	68
就学援助費の支給	70、80
重層的支援体制整備事業	81
就労支援制度の案内・周知	73
就労に繋げる連携	73
障害児研修の実施	68、79
障害児通所支援事業	78
小中学校児童生徒学校給食費無償化事業	70
少年団体支援事業	53
食育指導	49
食育推進事業	49
食育連絡会議の実施	49
職員配置基準の改善	69
職場体験	63
女性の再就職準備セミナーの実施	73
ジョブ・リターン制度	69
私立高等学校等授業料補助	70、80
自立相談支援事業	80
私立幼稚園への給食費補足給付	80
人権教育	44
人権擁護委員による啓発	44
人権擁護委員による小中学校における人権教室	44
人材育成	69
新生児聴覚検査受診票の交付	47
スクールガード事業	58
スクールカウンセラー配置事業	50
スクールソーシャルワーカーとの連携	54、57、80
生活困窮者支援等のための地域づくり事業	53
青少年健全育成事業（若者支援地域協議会）	80
青少年健全育成推進事業	59
世代間交流	61
世帯の区分に応じた食事の提供に係る費用の助成	70
選挙出前トークの実施	63

選挙用品の貸出し	63
相談支援事業	78
た行	該当ページ
第2子以降低年齢児障害児通所支援等利用料無償化	70
第2子以降低年齢児保育料無償化	70
体罰によらない子育てに関する啓発	71
多文化共生意識の啓発・醸成	61
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	67、87
多様な性に関する啓発	55
男女共同参画研修の実施	55
男女共同参画に関する学習機会の提供	63
男女共同参画に関する啓発	55
男女共同参画に関する情報発信	72
地域交流保育の実施	79
地域子育て支援拠点の運営	67、90
地域職業相談室による支援	73、80
地域スポーツ団体の紹介	49、62
地域のスポーツ環境の充実	49
地域のスポーツ環境の整備	62
地域の文化芸術活動環境の整備	62
地域の文化芸術活動団体の紹介	62
地域ふれあい事業	53
地区公園・街区公園の整備	54
中学生日曜教室の開催	49、62
通学路の安全対策	58
通訳アシスタントの配置、通訳機、通訳電話等の導入	68、79
DV防止に関する啓発	58
低所得妊婦初回産科受診料支援事業	80
適応指導教室の運営	53、57
特別児童扶養手当等の支給	78
図書館等での読書活動の推進	61
共働き・子育ての取組の発信	72
な行	該当ページ
日本語学習機会の充実	61

日本語初期指導教室事業	61
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	47、89
乳幼児健診	47
乳幼児健診事後フォロー	47
乳幼児の事故予防の周知啓発	58
妊産婦健診・乳児健診の受診票交付	47
妊婦健康診査事業	92
妊婦支援給付金の支給	47
妊婦等包括相談支援事業	47、86
は行	該当ページ
配信による子育て情報の提供	71
発達支援ネットワーク会議の開催	78
パパママ教室	72
ひとり親家庭相談	73
病児・病後児保育事業	67、91
ファミリー・サポート・センター事業	69、92
部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行	62
不妊治療にかかる費用の一部助成	65
ふれあいネット事業	53、57、61
保育士・保育教諭職の採用	69
保育所等地域活動事業への補助	67
保育所等訪問支援事業	68、79
保育のしごと見学・体験会	63、69
放課後等デイサービス事業	68
防災・安全指導	58
防犯・交通安全情報の提供	58
訪問看護、発達支援施設との連携	79
訪問相談	68
母子手帳アプリの活用の推進	48
や行	該当ページ
野外センター等における自然教室	53
ヤングケアラー関係機関職員研修会の実施	77
養育支援訪問事業	47、89
養育費に関する公正証書等作成促進給付金の支給	73

養育費、面会交流の相談	73
幼児教育・保育無償化	70
幼保小連携研修会の実施	68
幼保小連絡会の実施	68
ら行	該当ページ
療育のサービス利用料の無償化	70
利用者支援事業	71、86
臨床心理士等による個別相談	50
聾学校や盲学校との連携	79
わ行	該当ページ
ワーク・ライフ・バランスセミナーの実施	72

4 用語集

あ行

安城ビジネスコンシェルジュ

安城市内の店舗・中小企業や起業家に向け、経営全般に関する相談や具体的なサポートする市の機関のこと。

育休退園

下の子が生まれて親が育児休業を取得すると、保育要件が喪失するため、通っていた保育施設を退園すること。

1号認定

満3歳以上で、2号認定こども以外の小学校就学前までのこどもに対して行う認定。

医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠であるこどものこと。

インクルーシブ

「包摂」「包括」という意味であり、障害のあるこどもと障害のないこどもが可能な限り共に過ごし、学ぶ仕組みのことを「インクルーシブ保育」、「インクルーシブ教育」という。

SNS

「Social Networking Service」の略称で、友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサービス。

ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものをいう。

か行

きょうだい児

病気や障害のあるこどもの兄弟姉妹のこと。成長の過程で必要な支援を受けられにくいことや将来への不安や悩みを抱えることが多いとされる。

ゲートキーパー

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

子育て支援アドバイザー

様々な子育て情報をわかりやすく伝える子育てサービスの案内人のこと。

コミュニティ・スクール

学校・家庭・地域が目標やビジョンを共有し、地域全体で未来を担うこどもたちの成長を支える仕組みであり、教育委員会が「学校運営協議会」を設置した学校のこと。

さ行

3号認定

満3歳未満で、保育が必要な理由に該当するこどもに対して行う認定。

施設型給付

幼稚園・認定こども園・保育園に対する財政措置で、市が施設・保護者に運営経費や助成金の支給を行うもの。

主権者教育

学校において主権者として求められる力を育成する教育のこと。選挙権年齢及び成年年齢の引下げにより、近年重要視されている。

スクールガードリーダー

市から委嘱された防犯の知識を有する人（警察官OBや教職員OB、見守り活動の経験が豊富な方等）で、防犯知識を活かした学校への巡回活動の指導を行う。

スクールカウンセラー

臨床心理士、精神科医、心理学系の大学の常勤教員等、臨床心理に関し高度に専門的な知識・経験を有する者であり、心の専門家として専門性を有しつつ、児童生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言・援助を行う者。

スクールソーシャルワーカー

福祉に関して専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者（社会福祉士、精神保健福祉士等）のこと。問題を抱える児童生徒の課題解決に向け、本人・家庭への直接的なかわりや学校を通じてのサポートなどを行い、学校や関係機関と連携して、解決の糸口を探る援助を行う。

性的マイノリティ

性別違和（「体の性」と「心の性」が一致しない状態）の人や、恋愛感情などの性的な意識が同性や両性に向かう人（同性愛、両性愛）、身体的な性別が不明瞭な人などのこと。

潜在保育士

保育士資格を有する者であって、社会福祉施設等で従事していない者のこと。

た行

地域学校協働活動

地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業、団体・機関などの幅広い参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「地域とともにある学校づくり」を目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働を行う様々な活動のこと。

デートDV

恋人からの暴力やその他の心身に有害な影響を及ぼす言動のこと。

特定教育施設

施設型給付（施設の運営等に係る費用の補助）を受けるために市が確認を行った教育施設のこと。

特定子ども・子育て支援施設等

私学助成を受ける幼稚園、認可外保育施設、幼稚園や認定こども園で実施する預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）等のうち、幼児教育・保育の無償化の対象施設として、市が確認を行った施設・事業のこと。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」。老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

な行

2号認定

満3歳以上で、保育が必要な理由に該当する小学校就学前までの子どもに対して行う認定。

は行

パブリックコメント

市が施策の趣旨、目的、内容などを公表し、それに対し広く市民の意見を募り、提出された意見を参考にして施策を決定し、市民の意見の概要、それに対する市の考え方を公表する一連の手続きのこと。

プレコンセプションケア

男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行うよう促すこと。

や行

ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のこと。